

脳脊髄液減少症 3級の認定事例

障害の状況 (平成 23 年 12 月 20 日現在)

① 関節可動域及び運動筋力

部位	運動の種類	右					左								
		関節可動域 (角度)			関節運動筋力		関節可動域 (角度)			関節運動筋力					
		強直脱位	自動可動域	他動可動域	正常	半減	著減	消失	強直脱位	自動可動域	他動可動域	正常	半減	著減	消失
肩関節	屈伸														
	内転														
	外転														
肘関節	屈伸														
	伸屈														
手関節	背屈														
	掌屈														
股関節	屈伸														
	内転														
	外転														
膝関節	屈伸														
	伸屈														
足関節	背屈														
	底屈														

股関節の曲伸の何方ですか
1. 伸展位
2. 屈展位

四肢長及び四肢囲	右					左						
	上肢長	上腕囲	前腕囲	下肢長	大腿囲	下腿囲	上肢長	上腕囲	前腕囲	下肢長	大腿囲	下腿囲
	cm											

日常生活動作の障害の程度	日常生活・動作		右		左		日常生活動作		右		左			
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
日常生活動作の障害の程度	a つまむ (断指が引き抜けない程度)			○	○		m 片足で立つ		○△			△X		
	b 通る (丸めた通指が引き抜けない程度)			○	○		n 座る (正座・横すわり・あぐら・脚なげだし) (このような姿勢を保持する)					○		
	c タオルを絞る (水をきれる程度)		両手		○△		o 深くおじぎ (最敬礼) をする						△X	
	d ひもを結ぶ		両手		○△		p 歩く (屋内)						○	
	e さじで食事をする			○△	○△		q 歩く (屋外)						○△	
	f 顔を洗う (顔に手のひらをつける)			○△	○△		r 立ち上がる	ア 支障なし ア 支障なし ア 支障なし	① 支障があればできるがやや不自由	ウ 支障があればできるが非常に不自由	エ 支障があってもできない			
	g 用便の始末をする (スポンの前のところに手をやる)			○	○		s 階段を登る	ア 支障なし ア 支障なし	② 支障があればできるがやや不自由	ウ 支障があればできるが非常に不自由	エ 支障があってもできない			
	h 用便の始末をする (尻のところに手をやる)			○	○		t 階段を下りる	ア 支障なし ア 支障なし	イ 支障があればできるがやや不自由	③ 支障があればできるが非常に不自由	エ 支障があってもできない			
	i 上衣の着脱 (かぶりシャツを着て脱ぐ)		両手		○△									
	j 上衣の着脱 (ワイシャツを着てボタンをとめる)		両手		○△									
	k スポンの着脱 (どのような姿勢でもよい)		両手		○△									
	l 靴下を履く (どのような姿勢でもよい)		両手		○△									
	平衡機能	1 閉眼での直立・立位保持の状態 ア 可能である。 ② 不安定である。 ウ 不可能である。		2 閉眼での直線 10m 歩行の状態 ア 真っすぐ歩き通す。 ③ 多少転倒しそうになったりよろめいたりするがどうにか歩き通す。 ウ 転倒あるいは著しくよろめいて、歩行を中断せざるを得ない。		3 自覚症状・他覚所見及び検査所見								

該当する記号を下欄に記入してください。

④ 補用器具状況	1 上肢補装具 3 杖 () 5 車椅子 ⑦ その他 (具体的に 伝い歩き)	2 下肢補装具 (左・右) 4 松葉杖 (左・右) 6 歩行車	左記の使用状況について、くわしく記入してください。 壁などにつかまり、伝い歩きをしている。
----------	--	---------------------------------------	--

⑤ その他の精神・身体の障害の状態	頭痛、上背部痛、吐気、倦怠感、易疲労感、めまい、歩行困難、耳鳴りなどの症状が続いている。体調の悪い時は、臥床して過ごすことがある。	言語障害がある場合は該当するものを1つで囲んでください。 (全話状態) 1 日常会話が増が聞いても理解できる。 2 電話による会話が家族は理解できるが、他人は理解できない。 3 日常会話が増が理解できるが、他人は理解できない。 4 日常会話が増が聞いても理解できない。
-------------------	---	---

⑥ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください)	(補用器具を使用しない状態で判断してください。) 体調の良い時は軽作業 (簡単なデスクワーク) は可能であるが、非常に疲れやすく、労働能力は大幅に低下している。
-----------------------------------	---

⑦ 予後 (必ず記入してください)	不明
⑧ 備考	

上記のとおり、診断します。

平成 23 年 12 月 21 日

病院又は診療所の名称 ○ ○ 病院

診療担当科名 脳神経外科

所在地 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○

医師氏名 ○ ○ ○ ○ 印

<脳脊髄液減少症（脳脊髄液漏出症） 3級>

（付 記）

- 本例の初診日は、平成 21 年 5 月 25 日で、障害認定日当時の障害の状態が国年令別表及び厚年令別表第 1 に該当しなかったが、その後障害の程度が悪化したため事後重症として請求してきたものである。
- この診断書の障害の状態は、平成 23 年 12 月 20 日現症のもので、裁定請求日（平成 24 年 1 月 0 日）以前 3 月以内の診断書であるので、裁定請求日の障害の状態はこれで確認できる。
- 傷病は「脳脊髄液減少症（脳脊髄液漏出症）」であるので、⑬、⑭、⑮、⑯欄は必ず記載されていなければならない。
- なお、⑰欄には主な症状を詳しく記載してもらうことが必須である。

■ 認 定

障害の程度は、日常生活動作にそれほど支障はないが、閉眼での起立・立位保持が不安定で開眼での直線 10m 歩行に支障があり、平衡機能に障害がみられる。また、頭痛や上背部痛などの多様な症状のため、日常生活動作の大半が一人でできてもやや不自由な状態であり、労働能力が大幅に低下していることから、「労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」に該当すると認められるので、3 級 1 2 号と認定される。